

県内就職向上プロジェクトチーム設置要綱

〔平成28年8月2日
細則第14号〕

改正 令和2年6月17日細則第15号

改正 令和5年3月22日細則第1号

(設置及び目的)

第1条 本学は、学部・学科再編により産業界のニーズに対応した人材を育成するとともに、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、学生の県内定着を積極的に推進していくことから、長崎県立大学学長統括プロジェクトチーム設置規程第2条の規定に基づき、県内就職向上プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 PTは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県内就職向上を具体化するための行動計画の策定に関すること。
- (2) 県内就職向上の行動計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他、県内就職向上の実現に向けて必要なこと。

(構成員)

第3条 PTの構成員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 大学事務局長
- (6) シーボルト校事務局長
- (7) 学生支援部長
- (8) 学長が指名する者

2 PTのリーダーは、学長とする。

一部改正 [令和2年細則第15号]

(設置期間)

第4条 PTの設置期間は、第4期中期計画の最終年度にあたる（令和10年度）までとする。

一部改正 [令和5年細則第1号]

(会議)

第5条 会議は必要に応じ、リーダーが召集し、リーダーは会議の進行を務める。

2 リーダーは、必要に応じ、構成員以外の者（外部有識者を含む）に対し会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(業務遂行)

第6条 県立大学の使命として、全教員・全職員の全学体制で県内就職向上の業務にあたるものとする。

2 リーダーは、就職委員会の学部委員会に方針を伝え主体的に業務にあたらせるものとする。その業務遂行の際は全学体制で協力し、業務遂行にあたるものとする。

3 就職以外の事項（入試関連、カリキュラム関連など）については、学内の担当する専門委員会に検討を指示し業務遂行にあたるものとする。

(庶務)

第7条 P Tの庶務は、大学事務局企画広報課及び学生支援部就職課において処理する。

一部改正 [令和5年細則第1号]

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

附 則 (令和2年6月17日細則第15号)

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日細則第1号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。